### 前橋地方裁判所委員会(第32回)議事概要

- 1 日時 平成29年11月28日(火)午後1時30分~午後4時30分
- 2 場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室
- 3 出席者(委員・五十音順,敬称略)

### (委員)

阿部和也,伊藤大介,大矢一,岡崎朋美,小渕喜代治,塩田直也,新藤慶,鈴木秀行,武井和夫,塚越貴之,橋爪健,本多悦子,森悦子,八木一洋(委員長)

### (庶務等)

中村陽史事務局長,小磯治民事首席書記官,狩野忍刑事首席書記官,渡辺征徳事務局次長,赤穂珠代総務課長,祖山雅夫会計課長,岡泰行民事訟廷管理官,新川忠臣刑事訟廷管理官,小島章裁判員調整官,田渕誠総務課課長補佐,川田範子総務課庶務係長

## 4 議事

意見交換等(テーマ「刑事手続における被害者保護について」)

- 5 議事経過
- 鈴木委員から刑事裁判手続における被害者保護制度について、森委員から検察庁の被害者支援制度 について、本多委員から被害者支援センターでの活動内容について、それぞれ説明があった。
- 4号法廷を見学し、鈴木委員からビデオリンク方式による証人への配慮について説明があった。
- 4号法廷において、刑事訟廷管理官から遮へい措置による証人や被害者参加人等への配慮について 説明があった。
- 意見交換

#### 委員

秘匿の決定というようなお話があったのですが、被害者はどんな事件であると秘匿ができるのですか。 例えば性犯罪というのは何となく分かるのですが、ほかの事件の被害者で、名前を出したくないという 者がいた場合には、そういうことは可能なのでしょうか。

#### 委員

刑事訴訟法290条の2に、被害者特定事項の秘匿ができる犯罪があって、まず1号は、強制わいせつ、強制性交罪といったわいせつ事件、2号が児童に淫行をさせる罪や児童の心身に有害な影響を与える行為を処罰する児童福祉法違反や児童買春、ポルノ等に関する規制などで、3号が、1号や2号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況、その他の事情により被害者の特定事項が公開の下で明らか

にされることにより、被害者等の名誉、社会生活と平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件、と抽象的に規定されております。一応罪名で当たる場合と、そうではない事件の場合には、それぞれの事情を検察官を通じて伝えていただいて、それに対して裁判所がそれを許可するかしないかという判断をしております。一概には申し上げられないですが、先ほどの2種類以外にも認めていることはございます。

## 委員

刑法犯の場合で、途中で民事上の示談が成立したとかは、公判中でも成立すると、弁護士から、そういったことが有利に働くような形での動きというのはあるのでしょうか。

## 委員

実際あります。被告人の刑を決める上で、示談が成立したというのは大きな事情ですので、弁護側が 示談書や、それに関する振込書などを弁護側の証拠として請求し、検察官の同意があれば、裁判所に提 出されるということはございます。

### 委員

そうすると, 例えば性犯罪の場合, 被告人というのはその公判中勾留されているわけですよね。 委員

事件によりまして、起訴された後に保釈が認められる場合もありますが、性犯罪の場合は、事件によってではありますが、否認しているような事件、証人尋問が予定されているような事件の場合には、確かに保釈されるのは少ないかもしれませんので、身柄の拘束で裁判が進んでいくほうが多いとは思います。

### 委員

保釈されていない場合には、弁護士が相手方と交渉して、示談まで持っていくのですか。

#### 委員

そうですね。弁護士中心ですけど、ただ被害者の方は、被告人に示談交渉で自宅に来られること、被告人に自宅が知られることを非常に嫌がります。被害者は、公開の法廷で自分の住所や名前をさらけ出されるのは嫌だというのとともに、自分の生活の場所を加害者である被告人に知られたくないということがありますので、被害者特定事項の秘匿決定がされる事案では、検察官を通じて、被害者の方のもとに弁護士が来ることがいいかどうかを確認してから示談交渉などを行うというのがルールになっております。

## 委員

私が先ほど感じたのは、傍聴がフリーだというのがちょっと腑に落ちなくて。内容によって傍聴がフ

リーになったりとか、制限したりするということはないのですか。

#### 委員

公開の法廷ですので、なかなかそういうことができなくて、一般的に法廷で、事件ごとでシャットアウトするというのは難しいことです。

#### 委員

私が一番感じたのは、やっぱり二次被害、これをいかに防ぐかということが本当はポイントかと思いました。秘密が漏れないとは限らず、二次被害がどんどん広がるのではないかと、ふと思いました。 委員

裁判所は傍聴人の所持品を厳重にチェックして、録音などもシャットアウトしようとしていますが、 法廷の様子がツイッターやブログに取り上げられていることもあると聞いております。ただ、公開の法 廷ということは、裁判の公正につながる大事な原則なのです。

#### 委員

先ほどは、貴重な経験をさせていただきまして、ありがとうございます。取材で、多分刑事事件を100回以上見ていますけれども、柵の中に入ったのは初めてですし、まして裁判官の席に座れたのは非常に興奮しました。裁判所が被害者の心情や、プライバシー保護の観点から、名前の秘匿であるとか、見せないような配慮をしていることを改めて知りました。ただ、一方で、裁判は公開というのが憲法で保障されているものでございますので、行き過ぎた匿名化は懸念されるところです。

#### 委員長

報道機関にどのような情報を提供するかというのは、裁判を実際に担当している裁判体との相談というのも時々ございますけれども、最終的には司法行政事務ということで、私が最終判断するという立場にございますから、その観点から御説明いたします。結論から申しますと、報道機関の方々も、今おっしゃったような報道、社会公益というふうなことは十分配慮しなければならないのですが、逆に報道機関であるから、一般の方々を超えて何がしかの情報提供をするのは当然だとはなかなか言いにくいところがございます。例えば裁判の効果として、ある情報を秘匿するとした場合には、極端な話、私も見ることができない。裁判所の内部の人間も当然には見ることができないというのは、それが裁判の効果です。そのことは御理解いただければと思います。その上で、どのような範囲の情報をどのように公開することができるかというのは、捜査関係機関のいろいろな便宜、それから弁護人の方のいろいろな便宜ということも踏まえた上でということになります。今、御指摘いただいた御関心というのは、私もこのような立場でいろいろ報道機関の方々に接しておりますので、十分理解できるんですけれども、一定の限界があると考えています。逆に、全てを公開するというのがなかなか難しいということは御理解いた

だきたいと思います。やはり同じように報道に携わっていらっしゃる委員も御関心おありかと思いますが、いかがでしょうか。

## 委員

やはり被害者は、ものすごく大きな心の傷を負うんですね。その心の傷というのは、そんな簡単には元の状態には戻れないです。何年も、ひょっとすると、その人の一生をかけなければ、その心の傷を癒やすことができないです。そういうふうなことをやはり配慮することが非常に私は大事なのだろうと思います。今日は、検察庁の方、それから警察の方、それから被害者支援センターの方が、裁判をやるときに、いろいろな範囲で配慮をされていることを知りました。全てやはり被害者の方のこれからの人生を考え、本当にその人の心の傷が癒えるように、そういうふうなところを十分配慮して、裁判の制度が組み立っているんだろうというふうに思います。だから、例えば報道というのは、すべて明らかにすることが大事なわけではない、というふうな気がいたします。先ほどの委員長のほうからお話がありましたし、そういうことを考えますと、やはりいろいろ裁判を扱った裁判長が判断をして、公表できるものと、できないもの、それから一定のところしかできないものと、判断するようなやり方が一番いいのかなというふうな気がいたします。

## 委員長

ありがとうございました。裁判の公開の原則というのは、憲法上の要請、発言の自由、報道の自由というのがもちろん保障されているということで、なかなかいろいろな要請をどういうふうに、ちょうどほどよく組み合わせいくかというのは、私どもも日ごろからの悩みの種であるところです。普段はなかなか刑事裁判あるいは犯罪被害者保護という形では携わられる機会はない委員の方にお伺いしますが、社会の一般的な方々の感じとして、今日御覧になって、どのような感想をお持ちでしょうか。

#### 委員

先ほど裁判の様子を見て、率直に、前に災害時の避難とかについてもこちらで話したこともあって、裁判時に災害が起こったら、遮蔽している中で、あるいは同じルートで避難させるのかなと思いました。ここに入るまで、すごく配慮されているので、避難とかまでちゃんとやっていたら、本当にすごいなと思って見ていたので、その辺はちょっと気になるところではありました。あと、あの遮蔽板は、思ったより低いなと思いました。本当に被害に遭った方が身長が高い方だと、例えば180センチ以上あると頭が出てしまうのではないか、個人特定しやすいのではないかなとは思いました。いつ我々も被害者になるか分からないこともあります。昔、私の同級生が事件に遭ったという経験があって、そのときに報道がバンバン出て、本当に被害者の方がこんなにさらされるんだと思いました。ちなみに未解決なんですが。報道の在り方とかも含めて、今いろんな御意見が出ていたのですが、本当に犯罪がなくなれば一

番いいんでしょうけど、守られるべきものがちゃんと守られるということがあったほうが、つまり、関わったときには本当に静かにしてもらいたいという、そっとしてもらいたいということもたくさんあると思います。そんなことも今日思い出しながら、いい経験をさせていただいたと思いました。

## 委員長

ありがとうございました。おっしゃるとおり遮蔽という特殊な条件を設定したときには、一般のとき 以上に緊急時の対応というのは配慮を要します。そのようなことで、遮蔽の措置をとっていながら思い がけないことが起こるというのは、全国の裁判所の事例でも実際あったことですので、私どももそこの ところは心してかからなければいけないと普段から相談しているところです。ありがとうございました。 では、教育という観点から、委員としてお感じになったことはいかがでしょうか。

## 委員

普段から裁判所であるとか、ある意味刑事事件の加害、被害ということに関して、そんなに深くかかわる機会がなかったので、今日は本当に学ばせていただくことばかりでした。特に犯罪被害者ということに関して、非常に裁判所で丁寧な対応をされているということを今日改めて感じたところです。教育関係で言えば、まずいじめであるとか、体罰であるとかということが裁判に持ち込まれることがあると思うのですが、そこでの被害者であるとか、あるいは遺族の感覚では、多分事実がどうであったかということを知りたいということが非常に大きな感情としてあると思います。そういった意味でいうと、これは組織的な問題とかで、学校とか教育委員会なんかで、なかなか十分対応できない動きがある中で、第三者的な部分で事実を知りたいというようなことで、犯罪をきちんと扱ってほしいという感覚というのは、やはり一つ被害者感情に配慮する上で重要なのかなと思います。特に犯罪がある社会が正常であると言ったら変なんですけれども、その社会の中で、これがちゃんと犯罪だというふうに扱われているということが多分重要で、自分が受けた被害というのが、ちゃんと適切に犯罪として対応してもらえるという、そこに応えられるかどうかというところがやはり重要なんだろうなと思いました。

ただ、もう一方で、自分が被害を受けているのだけれども、思ったよりも量刑が非常に軽いものであるとか、あるいは無罪になってしまうとかという場合に、例えば飲酒運転の被害に関しては量刑のほうが整備されて、重くなったりするというような動きもあったりするので、そういったことも一つ被害者感情に何か関わる部分かなというふうに思います。現状で多分裁判所でやれることというのは、前半で御説明いただいたような、法が決められている中で、その精神をどれだけ生かせるかというところを多分確認して、この場で意見を申し述べるべきところなんだろうなと思いました。

最後にちょっと簡単な質問なんですけれども、諸外国での状況で見て、まだ日本では導入されていないんだけれども、こういったところが何か課題ということで司法の関係の方々には認識されていて、取

り組もうとされていることがあれば、お教えいただけたらと思います。

## 委員

我が国においても、被害者専用の事情聴取室を設けておりますが、諸外国の中には、児童虐待の、子供が被害者になった場合に備えて、捜査機関でテーブルや椅子を低いものを用意して、色なども赤とか黄色とか、そういう子供が喜ぶというか、安心できるような色にして、そういう部屋を用意しているということは聞いたことがあります。あとは、アメリカなどでは証人保護のプログラムというのが日本よりもずっと進んでいて、およそ証人がどこの誰だかわからないように名前を変えたり、出身地等も変えたりして、絶対後々仕返しを受けないようにするというような制度もあると承知しています。

# 委員長

私のほうからは、裁判の公開という先ほどのお話がございましたけれども、御存じのとおり我が国の 憲法は、裁判の公開の原則を諸外国の中でも非常に広く認める立法例です。多分世界的にも一番広いの ではないかと思います。そのような中で、どのような制度が作れるかというのを模索して現在のような 形になっているのですけれども、傍聴排除というのは、現在のところ立法上難しいのですが、究極的に は、一定の場合には傍聴の機会を制限するというふうな、そういう立法例もあると聞いています。残り の時間も少なくなってまいりましたが、まだ御発言いただいていないお二方、いかがでしょうか。

# 委員

弁護士の役目としましては、御承知のとおり被告人の弁護といったものがどうしても第一義ということで、平成19年の新しい法制度、被害者参加制度とか、そういったものができるまでは、要は被告人の権利を守るということで、被害者については、弁護士としてはあまり目を向けてこなかったというのが実情ではないかと思います。平成19年の法律ができまして、被害者支援に当たるという弁護士が出てきたというか、それ以前からそういった機運はあったわけですけども、この平成19年度から被害者支援の制度が明確になりましたので、資力のない方につきましては被害者が国選弁護人といったものをつけることになりました。この被害者につきましては、そういう裁判に参加することができるとか、そういう新しい制度が整って、検察庁や裁判所から被害者に対して手厚い御支援とか、そういったものをやっていただいているところではございますけれども、やはり実際被害者本人が単独でやる、被害者として裁判に参加して、自分の声をこの裁判に反映していくということになりますと、その被害者本人に寄り添ってサポートする立場の法律専門職が必要であるということになりますと、その被害者本人にのではないかと思います。そういった意味で、被害者の弁護人、特に被害者の国選弁護人の役割は非常に大きいところがございます。ただ被害者本人としては、被害者支援をする弁護士が被害者支援についての経験とか理解があるのかどうかということはわかりません。そういった点で、法テラスの支援といての経験とか理解があるのかどうかということはわかりません。そういった点で、法テラスの支援とい

うのは、この被害者支援といったものを6つある主要業務の一つとしておりまして、私は法テラスの所長もやっているのですけれども、この被害者支援については力を入れているところでございます。被害者の方については、状況とかニーズに応じていろいろな情報提供をさせていただいて、また被害者支援についてはその経験、理解のある、精通した弁護士を御紹介したり、あるいはその費用を出させていただいて、被害者の国選弁護人を指名通知する業務をさせていただいております。そういったことで、弁護士や法テラスの司法支援センターの被害者支援につきましては一定の役割をしているということも委員の方々には御理解いただければと思っております。

### 委員

私が弁護士になったころとは違いまして、ここ10年ぐらいは被害者支援ということは非常に理解さ れてきました。示談の過程でも、昔でしたらいきなり被害者の方に連絡をとって会うとか、そういうこ とをしましたけれども、今は検察庁を通して被害者の、あるいは家族の意向を伺って、そして示談とか もやるというようなことを、それはもう当然やることが我々のルールになっております。そういう意味 では、やはり被害者支援は大事だということは認識されました。私も身内が犯罪被害にあったことがあ るので、そういう被害者支援は大事だということはわかっております。また被害者参加弁護士を私もや っておりますので、検察庁や皆さんが動いていることは理解しております。ただ、一つ危惧するのは、 やはり裁判というのは、復讐ではなくて、国家が取り組んでやるということでありますから、どうして も被害者の方の厳しい被害感情というのが出てくるのは当然のことであって、これはもうしようがない ことだと思うのですけど、司法の手続とは、それをろ過したものだということをやはり認識していただ かないといけないと思うのです。幸い現在の検察官や裁判官の方は、そういうことを認識した上で、抑 制的に対応していただいているからいいのですが、刑事裁判の原則はやはり復讐を個人がやり返すとい うことではなく、それをろ過した手続だということは、これは認識していただかなければいけないかな と私は思うのです。ですから、被害者支援は支援でいろいろなことをやらなくてはいけないですが、や はり刑事司法の原則が大昔の復讐そのままになってしまうというか、そういうのが前面にどんどん出て きては困るなと思います。それを一般の国民の方、あるいはマスコミの方も理解していただかなければ いけないということを私は思うのです。

#### 委員長

ありがとうございました。刑事司法の法律いかんという大きなお話まで膨らんでいったわけで、最後 に確認なんですが、先ほど委員からのお話で、性犯罪に被害者に対して、二次被害を与えかねない質問 が裁判員からなされることが起こった場合に、裁判員の方を委縮させてはいけないということで、難し いところがあるんですが、裁判所で何か工夫されているところがあるかどうか、そちらを御紹介いただ ければと思うのですが。

#### 委員

刑事裁判に市民感覚を導入するという、この裁判員裁判において、市民の方が、例えば争われている 否認事件,強盗事件だったら,本当に暴行を加えたのか,反抗を抑圧する程度の暴行を加えたという事 実があるのかとか,そういうことについて,被告人がそんなことをしていないと言うときには,そのこ とを証人尋問で被害者に聞く必要がありまして、そのときに本当に先ほど委員がおっしゃったように、 被害者の心理からすると,なぜ逃げられなかったのかというような質問をすることもないわけじゃない んですね。裁判員の方は質問に慣れていないので、裁判員が質問する前に一旦休憩をとりまして、どん な質問をしますかと確認して、被害者の方に適当でない質問だった場合は、被害者の方にこの質問をす ることによって、あまりよろしくない影響が出るようでしたら遠慮しましょうかというような話をする ような試みをしているのですが、やはり事実認定のためには証人に問わなくてはいけないという場面も ございます。ただ、先程伺っていて、検察庁のほうが尋問の技術というか、そういうことについては研 修をされているということなので、同じことを聞くにしても、聞き方を上手に聞くということはできる と思うので、その辺の技量というのは、裁判官も磨かなくてはいけないと思いますし、勉強しなくては いけないと思います。その勉強の成果を裁判員の方にもお届けして、やはり被害者に対しての尋問のと きには工夫をできるようにということで、我々が想像している以上に被害者の方は傷ついているのはま ず間違いないと思いますので、そういったところについての配慮をできるように、技術を磨いていきた いなというふうに考えております。検察庁のほうで研修があったということですので、いい先生がいた ら御紹介いただくなど、裁判所のほうにもお知恵を貸していただけたらありがたいです。

## 委員長

たくさん御議論いただきまして、ありがとうございました。私どもも学ぶところが、たくさんございました。大変助かりました。ありがとうございました。